

ID: 307

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	資料の特別利用の許可		
例規名 根拠条項	長門市金子みすゞ記念館条例施行規則 第2条第2項		
例規番号	平成17年規則第162号		
<p>【根拠条文】 (資料の特別利用) 第2条 条例第6条の規定により記念館の資料の撮影、模写等(以下「資料の特別利用」という。)をしようとする者は、金子みすゞ記念館資料特別利用申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、資料の特別利用を許可するときは、金子みすゞ記念館資料特別利用許可書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年10月1日